

# 兵庫立人と自然の博物館における公的研究費の管理・監査体制の整備について

平成19年10月26日

平成26年4月1日

平成29年6月1日

令和3年6月25日

## 1 趣 旨

平成19年2月15日付文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」等の趣旨を踏まえ、兵庫県立人と自然の博物館において、公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うための体制を整備し、運営する基準（以下、「ガイドライン」という）を定める。

令和3年2月1日付けで「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)（平成19年2月15日付文部科学大臣決定）」が改正されたことに伴い、同「ガイドライン」も改定する。

## 2 公的研究費の範囲

対象となる公的研究費は、文部科学省をはじめとする、国の関係府省又は関係府省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の資金をいう。

## 3 責任体制の明確化

### (1) 管理責任体制の整備と公表

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、館長を中心とした次のような管理責任体制を整備することとし、館内外にホームページ等で公表する。

#### ①最高管理責任者（館長）の職務

- ・館全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- ・不正防止計画を策定し、進行管理を行う。
- ・内部監査チームを統括し、モニタリング及び内部監査を行い、指導する。

#### ②副館長の職務（在職している場合）

- ・最高管理責任者を補佐し、不在時にその職務を代行する。
- ・本館の倫理委員会及び調査委員会を設置し、不正防止等の指導監督を行う。
- ・統括管理責任者及び統括管理副責任者をまとめ、組織の円滑な運営を図る。

#### ③統括管理責任者（研究系次長）の職務

- ・副館長職が空席時にその職務を代行する。
- ・研究者に対する意識啓発、指導の徹底を行う。

#### ④統括管理副責任者（館長補佐兼総務課長）の職務

- ・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について実務上の統括を行う。
- ・事務職員に対する意識啓発、指導の徹底を行う。

#### ⑤コンプライアンス推進責任者（各研究部長）の職務

- ・自己の管理監督又は、指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認すると

ともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

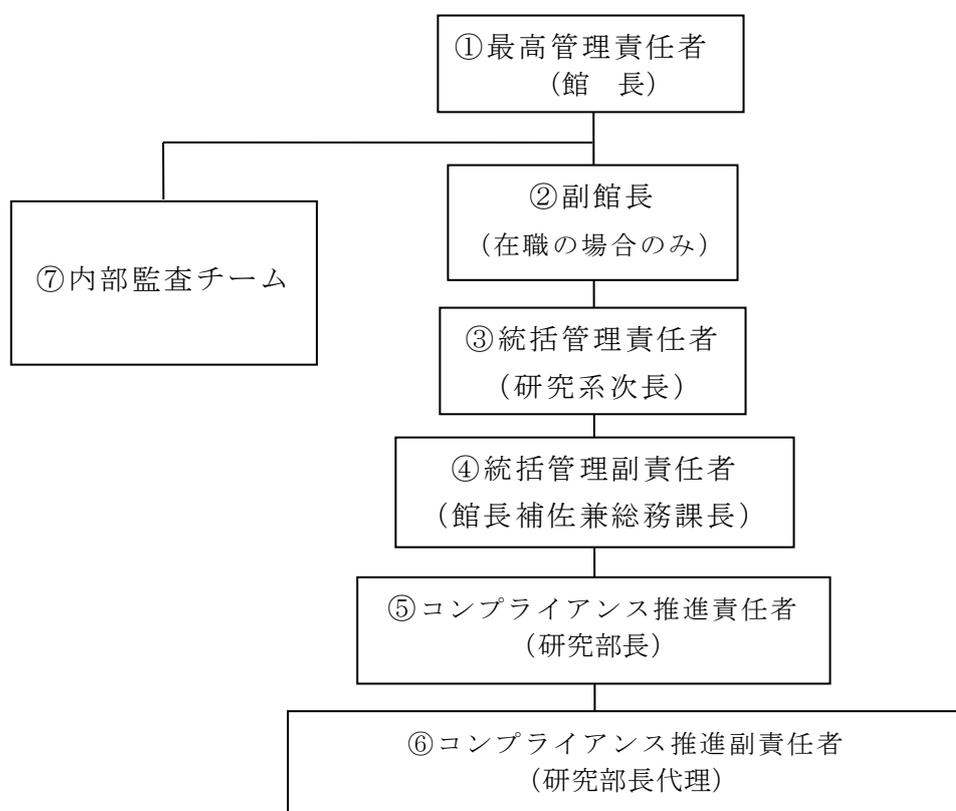
- ・不正防止を図るために、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ・自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

⑥コンプライアンス推進副責任者(研究部長代理)の職務

- ・コンプライアンス推進責任者を補佐する。

⑦内部監査チームの職務

- ・モニタリング及び内部監査を行う。
- ・上記の結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。



(2) 職務権限と責任の明確化

本館における研究員と事務職員の権限と責任については、財務規則や教育機関処務規定など県の諸規則で規定しているところであり、公的研究費についても、これまで同様、これら関係規程を踏まえ、職務権限に応じた決裁等の手続きを行う。また、本館の職員が、こうした職務権限と責任を十分理解できるよう、「公的研究費の取扱いマニュアル」に明記し、周知する。

4 研究員及び事務職員の行動規範と調査・懲戒手続き

## (1) 研究倫理指針の推進

### ア 研究員の研究倫理意識の高揚

平成18年6月に策定された「兵庫県立人と自然の博物館研究倫理指針」（以下、「研究倫理指針」という）では、本館の研究員が研究を進める上で遵守すべき基準を、研究者の責務と本館の責務として定めている。

特に、研究費の不正使用については、研究費の適切な管理として、税金等で賄われている研究費の適正な使用・管理、法律・規則等の遵守、証拠書類等の適切な管理・保存を求めており、この研究倫理指針に沿って研究員の研究倫理意識が高揚するよう必要な啓発及び研修を実施する。

### イ 不正に係る調査・懲戒手続き

(ア) モニタリング及び監査の結果不正が疑われる場合や不正に係る通報等があった場合等には、研究倫理指針に基づき、①研究倫理委員会委員長による予備調査、②調査委員会による本調査と調査結果の報告・公表、③不正行為が認定された者についての懲戒処分等を行う。

(イ) 調査委員会の調査結果により不正行為が認定された場合には館長は関係府省にも報告する。

## (2) 事務職員の行動規範等

事務職員については、教育委員会事務局等職員服務規程に基づき、「県民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公平に職務を遂行する」ことが義務づけられており、「職務上の義務に違反し、職務を怠りその他県民全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった職員」については、地方公務員法に基づく処分（分限及び懲戒）等を行う。

## 5 不正防止計画の策定・推進

### (1) 不正防止計画の策定

公的研究費に係る不正を防止するため、ガイドラインの趣旨を踏まえ、「兵庫県立人と自然の博物館における公的研究費不正防止計画」（以下、「不正防止計画」という。）を策定し、館内外に対してホームページ等で公表する。

不正防止計画は、当面、重点的に取り組むべき事項をまとめたものであり、今後とも絶えざる点検と見直しを行い、改正の都度館内外に周知を図っていく。

### (2) 推進体制

不正防止計画の策定及び推進は、総務課で担当する。

不正防止計画に基づく取組みの進捗状況については、随時確認し、館長等に報告する。